

# JA えびの市 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得水準を次の水準以上にする。  
男性職員・・・年に1人以上の取得とすること。

<対策>

- 令和2年4月～ 男性職員が育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

目標2：子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度を導入する。

<対策>

- 令和2年4月～ 男女問わず時間単位での休暇取得を促進し、子どもの突発的な病気、負傷等にも対応できる環境を整備する。

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 階層別研修等を行い、全職員への周知・意識啓発を図る。

目標4：年次有給休暇の取得日数を、1人あたり年間平均10日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 管理職員に対して、職員の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

目標5：地域の学校等と連携したインターンシップ等の就業体験等を実施する。

<対策>

- 令和2年4月～ 西諸管内の学校等から就業体験などを積極的に受け入れる。